

令和 8 年 2 月 1 6 日

南相馬市農業委員会
2 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和8年2月16日(月) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	欠	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 新開 文雄

鹿島区 鈴木 清教

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 大坪 勇彦

主 査 宮本 達男

副主査 米本 一樹

農地集積課

主 査 遠藤 昌治

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 4	報告第 5 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	報告第 6 号	農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について
日程第 6	議案第 12 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 7	議案第 13 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 8	議案第 14 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 9	議案第 15 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 10	議案第 16 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 11	議案第 17 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 12	議案第 18 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 13	議案第 19 号	現況確認証明申請について
日程第 14	議案第 20 号	令和 8 年度標準農作業料金の決定について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和８年２月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、３番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により、定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１６番委員、１７番委員、１８番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。１月２８日、福島市で開催された後期農業委員会会長・事務局長研修会に、事務局長とともに出席しました。研修は、農業を取り巻く情勢と農業委員会が果たすべき役割と題して、農水省が令和８年度に検討と見直しの議論を進める課題について、説明を受けました。その主な項目として、地域計画の実現に向けた農業委員会の役割と任務や、農地バンクの事務手続き、農業委員と農地利用最適化推進委員の配置のあり方について、さらには、所有者不明農地や所有する農地の地区外に居住する地主に関する対応などが予定されていると示されました。これらは、農地の確保や、農業委員会に深く関わる事項ですから、今後の動きを注視したいと受け止めたところです。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第４号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第４号についてご説明いたします。議案書の２ページから１１ページになります。今回５７件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第５号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第５号についてご説明をいたします。議案書の１２ページ、整理番号１番及び２番につきまして、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりでございます。先ず、整理番号１番ですが、平成４年頃に農地転用許可を得て社屋を建築し、以降、当該農地を社員用駐車場として使用していました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号２番ですが、昭和４８年頃に住宅を建築し、当該農地を庭や進入路として使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第６号「農地法第５２条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第６号についてご説明をいたします。議案書の１３ページから１４ページになります。内容につきましては、令和７年１月から１２月までに締結された賃貸借における賃借料水準を示したものとなっております。賃借料の標準的な水準を算出するため、平均のプラスマイナス７０パーセントを超える金額は除いております。比較用として、令和６年の賃借料情報を別紙にて配布しておりますので、ご確認願います。なお、賃借料情報につきましては、議案第２０号の農作業料金表とともに、市の広報誌やホームページ等で周知する予定となっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。提案者、農地集積課からの説明を求めます。

農地集積課 議案第 12 号について説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 28 条の 28 第 3 項の規定及び、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書 15 ページから 24 ページまでとなりますが、議案書 21 ページの整理番号 3 番及び 4 番につきましては、削除となります。対象地区は 10 地区で、利用権の設定が 51 件、再転貸が 3 件となります。

先ず、議案書 16 ページ、整理番号 1 番から 7 番については、原町区一般地区における担い手への集積による新契約となります。

続きまして、議案書 16 ページから 17 ページ、整理番号 8 番から 18 番については、原町区陣ヶ崎地区における前契約の終了に伴う新契約となります。

続きまして、議案書 17 ページから 18 ページ、整理番号 19 番から 22 番については、原町区馬場地区における担い手への集積による新契約となります。

続きまして、議案書 18 ページ、整理番号 23 番から 26 番については、原町区大木戸地区における担い手への集積による新契約となります。

続きまして、議案書 18 ページから 19 ページ、整理番号 27 番から 30 番については、原町区高地区における前契約の終了に伴う新契約となります。

続きまして、議案書 19 ページから 20 ページ、整理番号 31 番から 42 番については、小高区福岡地区における担い手への集積による新契約となります。

続きまして、議案書 21 ページ、整理番号 1 番及び 2 番については、鹿島区浮田地区における担い手への集積による新契約となります。

続きまして、議案書 21 ページから 22 ページ、整理番号 5 番から 11 番については、鹿島区一般地区における担い手への集積による新契約となります。

続きまして、議案書 23 ページ、整理番号 1 番及び 2 番については、原町区一般地区における再転貸契約となります。

続きまして、議案書 24 ページ、整理番号 1 番については、鹿島区一般地区における再転貸契約となります。いずれの案件も、賃借料については貸し手と借り手の双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第13号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第13号についてご説明いたします。議案書の25ページから36ページになります。申請番号1番から33番について、詳細は記載のとおりでございます。なお、申請番号3番から33番までの31件については、互に関連する案件となっております。これらは隣接する農地であり、譲受人は同一人物です。1筆ごとの面積が1反未満の小規模農地であり、譲渡人がそれぞれ異なる農地でありましたが、これらを譲受人が集約して営農する計画です。合計の筆数は68筆で、面積は約1.4ヘクタールです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第14号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、18番委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第14号についてご説明いたします。議案書の37ページになります。申請番号1番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

17番委員 被設定人には約6,700平方メートルほどの貸付地があるようですが、詳細を教えてください。

事務局 被設定人の貸付地ですが、こちらは農地中間管理機構を通した貸借契約となっており、農地の集積・集約化を目的とした貸付となります。

17番委員 はい、わかりました。

議 長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。18番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。次に、日程第9、議案第15号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第15号についてご説明いたします。議案書の38ページ、申請番号1番について、当事者の住所氏名、土地の所在、事業計画を変更する理由は記載のとおりです。建設会社の事務所として使用する目的で、令和2年に転用許可を受けましたが、事務所の必要性がなくなり、建築には至っていない状況です。今般、別な者がこの土地に住宅を建築するため、当初の事業計画を変更し承継するものとなります。詳細は、後の議案第16号申請番号1番のとおりとなります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員からの報告ですが、3番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第 15 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 ページです。去る 2 月 10 日午前 10 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 16 号についてご説明いたします。議案書の 39 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。先の議案 15 号申請番号 1 番の関連案件となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員からの報告ですが、3 番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第 16 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 ページです。去る 2 月 10 日午前 10 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許

可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第17号についてご説明いたします。議案書の40ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。申請番号1番については、報告第5号整理番号1番の関連であり、違反の追認を得るための案件となります。

次に、申請番号2番ですが、浦尻貝塚公園の拡張に伴う申請であり、当該農地は第一種農地に該当しますが、既存の史跡公園の2分の1を超えない範囲で拡張することから、第一種農地の不許可の例外に該当するため、妥当と判断しております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第17号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページです。申請内容は記載のとおりです。去る2月9日、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について、4番委員。

4番委員 議案第17号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページです。申請内容は記載のとおりです。去る2月9日、市文化財課職員の立ち会いのもと、現地調査を行いました。先ほど事務局より説明がありましたが、本案件は第一種農地を転用するものでありますが、既存の史跡公園が約8ヘクタールありまして、その2分の1である4ヘクタールを超えない面積で拡張することから、不許可の例外が適用されるものとなります。調査書の調査項目に基づき、立会人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 12、議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 18 号についてご説明をいたします。議案書の 41 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。報告第 5 号整理番号 2 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員からの報告ですが、3 番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第 18 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 4 ページです。去る 2 月 10 日午前 9 時 30 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 19 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 19 号についてご説明いたします。議案書の 42 ページから 43 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請のありました農地 12 筆全てを非農地と判断いたしました。この件については、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続まして、申請番号 1 番から 5 番について、現地調査委員を代表しまして、5 番委員から報告をお願いします。

5 番委員 議案第 19 号申請番号 1 番から 5 番について現地調査の報告をいたします。去る 2 月 6 日午後 1 時 30 分より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局 1 名、合計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番及び 2 番について報告いたします。現地案内図は 5 ページです。鹿島区塩崎地内の農地ですが、水利条件が悪く、継続的な耕作が困難であると思われることから、非農地と判断いたしました。

続まして、申請番号 3 番について報告いたします。現地案内図は 6 ページです。鹿島区南柚木地内の農地ですが、周囲より一段高い位置にあり、山林化していることから、非農地と判断いたしました。

続まして、申請番号 4 番について報告いたします。現地案内図は 7 ページです。法面となっており、耕作は不可能であることから非農地と判断いたしました。

続まして、申請番号 5 番について報告いたします。現地案内図は 8 ページです。小高区大富地内の農地ですが、周囲を山林に囲まれており、山林化が進行した状況であることから、非農地と判断いたしました。以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 20 号「令和 8 年度標準農作業料金の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 20 号についてご説明をいたします。議案書の 44 ページから 45 ページになります。令和 7 年 12 月 16 日開催の農地専門委員会で協議した素案をもとに、令和 8 年 1 月 29 日開催の標準農作業料金検討会議で原案を作成し、その結果を定例総会において決定を求めるために、提案をさせていただくものとなっております。1 月定例総会の中でご報告させていただきました内容から、若干変更がございます。議案書 44 ページに記載のとおりですが、育苗の項目について、検討会議において農協様より意見をいただきました。その結果、種^{たね}籾^{もみ}料金の高騰に伴い、発芽まで、稚苗、密苗の料金を変更することといたしました。うち、密苗については、これまで料金表に掲載しておりました硬化苗での取り扱いが農協

様では実績がないということで、発芽までの金額に変更することといたしました。料金表は４５ページのとおりです。比較用として、令和７年度の料金表を別紙にて配布しておりますので、ご確認願います。ご審議をいただき、決定となれば、各関係機関及び市の広報誌やホームページ等で周知を図る運びとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告３件及び議案９件、合わせて１２件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の２月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

（閉会 午後２時１５分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和８年３月１６日

議事録署名人（１６番・ハマナ ヒロユキ）

議事録署名人（１７番・ハンガイ マチコ）

議事録署名人（１８番・ツカノ クニヨシ）
